

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

仕入税額控除の個別対応方式

Q：私は病院の経理事務をしています。当病院は、今期から消費税の課税事業者となります。消費税の仕入税額控除については、個別対応方式の採用を考えています。個別対応方式について教えてください。

A：課税売上割合が95%未満である場合における消費税の仕入税額控除の計算方法は、個別対応方式と一括比例配分方式があります。個別対応方式は、次のように計算します。

$$\text{課税売上} \times \left[\begin{array}{l} \text{課税・非課税} \\ \text{仕入税額} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{課税} \\ \text{仕入税額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{仕入税額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{課税} \\ \text{売上割合} \end{array} \right] = \text{控除税額}$$

病院の場合、医薬品やレントゲン等の医療機器を仕入れ時や購入時において、自由診療などの課税売上部分と保険診療などの非課税売上部分に区別することは困難であると予想されます。そういうときには、それらに係る仕入税額は共通する部分として区別し、課税売上割合を乗じて計算します。

この際に、合理的な基準で算出した割合として税務署長の承認を受けた場合には、課税売上割合に準ずる割合で計算することができます。例えば、自由診療と保険診療の患者数の比などです。

